

論説

ジーメンス事件の再検討
—「海軍収賄事件」裁判記録の分析を通じて—

奈倉 文二*

**Re-Examination of the Siemens Affairs: An Analysis of Documents of
the Trials for
a "Case of Bribery by High Officials of the Japanese Navy"**

By BUNJI NAGURA

The purpose of this paper is to re-examine the Siemens Affairs by analysing documents of the trials for a case of bribery by high officials of the Japanese Navy. The Siemens Affairs comprised a major international bribery case involving a warship and munitions. There were two incidents. One was the "Siemens-Richter incident", which came to light in the latter of January, 1914, immediately after the detection by the Reuter dispatch. The other was the larger "Vickers-Kongo incident" (of bribery by high Naval officials involved in the ordering of the large battleship Kongo), which was clarified after the investigation. The written judgement and published documents of the trials of the Siemens Affairs have been used. This paper examines the documents of the public trial by the Tokyo District Court, which had been closed. These trial documents are classified in two groups. Some are "written apologies for the naval-bribery affairs", while the others are "documents of problems on the warship". The main contents of the former are questions to persons involved in the Reuters News Agency and the Siemens Company in relation to the "Siemens-Richter case", while the contents of the latter comprise various hearing documents on the "Vickers-Kongo case", mainly from naval officers and the directors of Mitsui Bussan. We find that the content of the testimonies is diverse, especially in the latter case. We can find that the role of Yamamoto Jotaro, one of three managing directors of Mitsui Bussan, was important, as was that of Matsuo Tsurutaro, one of the directors involved in ordering the battleship Kongo from Vickers.

1 ジーメンス事件研究と裁判記録

ジーメンス事件は、周知のように、軍艦・軍需品納入にまつわる海軍関係の国際的な一大贈収賄事件であり、1914（大正3）¹⁾年1月下旬発覚（ロイター通信社電報発端）以来3月下旬山本権兵衛内閣崩壊に至る日本政治史上の大事件である。同事件は発覚当初の

* 獨協大学名誉教授（Professor Emeritus, Dokkyo University）

1) 年号は一般的な記述や文献刊行年は西暦を用いるが、本稿で使用する裁判記録に関する記述は史料表現通り元号を使用する。但し、M（明治）、T（大正）と略す場合がある。

「ジーマス・リヒテル事件」と捜査過程で明らかになった更なる大事件「ヴィッカーズ・金剛事件」（巡洋戦艦「金剛」の発注受注をめぐる海軍高官の収賄事件）とに二大別される²⁾。

検察による捜査も同年1月末から始動し、ジーマス社³⁾社員カール・リヒテルから同社秘密文書を買取ったプーレー（ロイター通信員）の自白をきっかけとしたジーマス社関係者の捜査に及び、さらに外電報道に記されていた海軍機関少将藤井光五郎の取り調べ過程でヴィッカーズ社（以下V社）関係の事件へと発展していった（「ジーマス・リヒテル事件」から「ヴィッカーズ・金剛事件」への展開）⁴⁾。

本稿ではジーマス事件に関する裁判記録の検討を通じて同事件の再検討を試みる。

もちろん、これまでのジーマス事件研究においても、判決書をはじめ、公刊された裁判記録は使用されてきた。事件直後弁護活動に関わった弁護士花井卓蔵が後に一書にまとめた著書（花井卓蔵 [1929]）、同じく弁護士今井力三郎の元に残された「金剛事件」関係の訴訟記録⁵⁾があり、これらをも使用した元NHK取材を基にまとめて公刊した盛 [1976] などが代表的なものである⁶⁾。このほかに、当時主任検事を担当した小原直の回顧録を含む小原直 [1967] などがある。

今回本稿で分析対象とする史料は、「海軍収賄事件」（ジーマス事件）⁷⁾に関する東京地方裁判所における公判記録である。より正確に言えば、東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵刑事裁判記録（主として1900年代から1950年代にかけての刑事裁判記録）のうちの「海軍収賄事件」であり⁸⁾、同裁判記録は8簿冊（マイクロフィルム3リール）、寄贈者はすべて花井卓蔵である。その裁判記録を整理し、一覧表（[表1]）として掲載しておく。

2) 詳しくは、奈倉・横井・小野塚 [2003] 第5章、奈倉 [2013] 第4章、等を参照のこと。

3) 史料では「ジーマス・シュッケルト電気株式会社」等の表現もあるが、以下ジーマス社と表記。

4) 奈倉・横井・小野塚 [2003] 164頁、吉村 [1975]、等。

5) 後に専大今村法研 [1977-79] として公開。

6) 盛 [1976] は、それまで非公開だった裁判記録をも一部使用している点で貴重である。

7) 本刑事裁判記録上の名称は「海軍（収賄）事件」だが、1914年1月に発覚した近代日本史上の大事件の名称は一般にはジーマス（シーメンズ）事件ないしジーマス・ヴィッカーズ事件と呼ばれることが多いので、以下では史料表現を除きジーマス事件と記す。

8) 東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵の原資料は、花井卓蔵らの弁護士により寄贈された79件（896簿冊）に及ぶ膨大なものである（35mmマイクロフィルム448リール）。本裁判記録は、元来は合同図書館において「貴重図書」として秘蔵されていたものであったが、早稲田大学研究グループの尽力と合同図書館の特別の許可により、2011年5月、早稲田大学中央図書館においてマイクロフィルムの形で所持と公開が可能となった（現在は同図書館を通じて所定の手続きを経れば閲覧可能）。

表 1 「海軍収賄事件」裁判記録一覧

Reel No.	コマNo.	年月日	内容	備考
No.36	244 ～ 247 ～ 248 ～ 251 上申書	T.3, 6, 8	ブーレー通訳関係	盛 [1976] 219 ～ 260 頁に掲載あり。 同上（一部 50 ～ 53 頁）
	251 ～ 299 第一回公判始末書	T.3, 6, 11	被告人ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、上田、加賀	
	300 ～ 351 第一回公判始末書ノ二	T.3, 6, 11	被告人、同上	
	352 ～ 467 第二回公判始末書	T.3, 6, 12	被告人、同上	
	468 ～ 579 第三回公判始末書	T.3, 6, 13	被告人、同上	
	1 ～ 第四回公判始末書	T.3, 6, 15	被告人ブーレー外 5 名（通訳の件など）	
No.37	17 ～ 36 第三回公判始末書	T.3, 6, 21?	（翻訳）上申書、ジョン・ラッセル・ケネディ	
	36 ～ 第七回公判始末書	T.3, 4, 17	代理委任三閣スル宣言書（ハーバート・ディ・ロイテル）	
	～ 73 第九回公判始末書	T.3, 5, 19	ハーバート・ディ・ロイテル→ジョン・ラッセル・ケネディ （以下、省略）	
	74 ～ 144 第五回公判始末書	T.3, 6, 29	被告人ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、上田、加賀	
	145 ～ 149 第六回公判始末書	T.3, 6, 30	被告人ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、加賀	
	150 ～ 153 第七回公判始末書	T.3, 7, 1	被告人ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、加賀	
	154 ～ 160 第八回公判始末書	T.3, 7, 2	被告人ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、加賀	
	161 ～ 163 第九回公判始末書	T.3, 7, 14	被告人ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、加賀	
	164 ～ 234 判決	T.3, 7, 14	ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、加賀	
	239 ～ 410 軍艦問題記録前編（予審記録）	T.3, 3, 6 ～ 30	岩原謙三聴取書から長谷川直蔵聴取まで	
No.38	1 ～ 191 軍艦問題記録後編	T.3, 3, 30 ～ 4, 25	松本和聴取書から 予審終結決定まで	花井 [1929] 196 ～ 228 頁に掲載。 専大今村法研 [1977] に全て収録。 表 2 「海軍収賄事件（四ノ二） 軍艦問題記録（後編）一覧」として掲出
	194 ～ 287 海軍収賄事件（四ノ三）軍艦問題記録 三 第一～八回公判始末書	T.3, 6, 18 ～ 7, 18	被告人飯田・岩原・山本・松尾・松野・加納・長谷川	
	289 ～ 437 海軍収賄事件（四ノ四）軍艦問題記録 四	T.3, 6, 18・19・20	公判傍聴速記（東京地方裁判所第一審公判）	
	440 ～ 503 海軍収賄事件、法廷弁論速記	T.3, 7, 6	花井卓藏氏寄贈	
	505 ～ 567 同上	同上	同上	

出典）「海軍収賄事件」（東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵刑事裁判記録）、Reel No.36 ～ 38、より作成。

以下、本裁判記録の内容を記すに当たり、既刊行文献に収録されているものについては、その旨を記しつつ分析を進める⁹⁾。

なお、現役海軍軍人の松本和及び藤井光五郎については海軍軍法会議で審理されたので、判決書¹⁰⁾を除き「被告人」としての審理過程は公にされていない。ただし、東京地方裁判所では松本及び藤井についても「参考人」としての調書・聴取書はとられており、また、松本については「民間人」の裁判にも関わるためか、表1中「備考」欄記載のように「松本和訊問調書」が「海軍事件取寄記録」として取り寄せられ、このうち「第一～五回及び第七回」分については東京地裁に到着したことが知られる。その内容は、盛[1976](175-201頁)及び専大今村法研[1977](336-371頁)にも掲載されており、今までにも知ることができたが、本裁判記録には「第六回訊問調書」(大正3年4月19日)も収録されており、大変貴重である(後掲表2のNo.43、内容は後述)。

本裁判記録は、表1からも明らかなように、「海軍事件公判始末書」と「軍艦問題記録」とに二大別される。

前者「海軍事件公判始末書」(第1～9回)(大正3年4月～7月)の内容は、被告人プーレー訊問から始まりブランデルらのロイター通信関係者の訊問、ヘルマンらのジーマス社関係者の訊問、権藤、上田らの日本電報通信社員の訊問が主である(第2・3回公判始末書が詳しい)。ただし、プーレー訊問等の内容からも部分的には「ヴィッカーズ・金剛事件」に関連する記述がうかがえる(後述)。

それに対して、後者「海軍収賄事件・軍艦問題記録」(大正3年3月～7月)前編(予審記録)・後編は、主として三井物産関係者と海軍軍人松本和らに対する事情聴取の記録であり、内容的には「ヴィッカーズ・金剛事件」関係についての聴取記録である。

以下、本稿では、既刊行文献で知られている諸事実・経過は略述すると共に、それをふまえて本裁判記録中の特記すべき記述を整理して記す。

2 ジーマス・リヒテル事件と「海軍事件公判始末書」

第1回「公判始末書」其の二(大正3年6月11日)のヘルマン(ジーマス東京支社取締役)による陳述は、表1記載のように盛[1976](50-53,219-260頁)に掲載されている。

第2回「公判始末書」(大正3年6月12日)、「プーレー訊問」(Reel No.36)では、まず、「プーレーによるリヒテル所持の秘密書類買取経過」についての叙述。

9) 本稿は裁判史上の問題点を明らかにするものではなく、あくまでも本裁判記録の検討を通じてジーマス事件研究の発展に寄与しようとするものである。

10) 松本及び藤井の判決書は、花井[1929]145-157頁及び172-195頁に掲載されている。

本経過については盛[1976](41-44頁)にも記載されているが、誤った部分もある。

すなわち、リヒテルのプーレー訪問（大正2年11月3日¹¹⁾）と所持している秘密文書の買取要請、それを受けたプーレーによるリヒテル訪問（同日午後）と当該文書類の閲覧と内容（コミッションに関する契約書、日本海軍との取引、多くの覚書など）。プーレーは興味を抱き、ブランデル（ロイター社の代理者）¹²⁾と相談の上で返事すると言って別れる。

翌朝、プーレーはブランデルと会い、リヒテルの所持している書類の内容を簡単に伝え、買いたい旨話す。プーレー、午後リヒテルと会い（横浜グランドホテル）、代価750円で同意。リヒテルにロイター横浜出張所まで来てもらい、ブランデルの部屋で750円¹³⁾を渡す。（358-391）〔括弧内の数値はマイクロフィルムのコマ・ナンバー（以下同様）〕

次に〔プーレーが購入し、訪問で語った秘密書類内容の要点〕

海軍高官の内には藤井、松本、村上、福田という氏名あり。藤井のとったコミッション（ヤロー商会に駆逐艦注文した際の）について記した書面はドイツ語で読めず。リヒテルが作成した写しを買う。ケスレル（ヘルマンの前々任取締役）の書状原本をリヒテルは破いてしまったと言うが、実際はその後ドイツで原本が公表されたので、私（プーレー）に嘘をついたと思う、と述べる。

藤井、松本、村上、福田がとったコミッションについて：プーレーが買った書類には姓名は明記してなかったが、リヒテルが作った目録には姓と頭文字が示され、エフ（藤井）、エム（松本）、エム（村上）がコミッションを取ったことは確かである。（392-401）

プーレーはリヒテルから書類を買い、ブランデルに渡して金庫に入れ、翌日に上海のロイター社に送ってもらう。上海に送った理由の一つは、「ロイテル」（ロイター）男爵から秘密書類は一旦上海へ送るようと言われていたからで、上海で複写し、一部は自分の元へ、他の一部は原本とともに本国へ送って公表する考えであった、と述べる。（401-403）

＊〔プーレーによる秘密書類買取後のジーメンズ側の動き、等〕

プーレーに対して権藤（日本電報通信社員）から話あり（11月5日）。その内容は前田不二三（ドイツ大使館勤務）が参り、プーレーがリヒテルから購入したという書類を売ってもらいたい、とのこと。権藤は幾許でも出すと言ったが、プーレーはこの書類は売るべき品ではないと答える。

プーレーは、その頃ウィルヘルム（ジーメンズ社支配人）の訪問を受け、リヒテルの持

11) 盛[1976](41頁)は小原検事取調聴取書（大正3年1月29日）に基づき、リヒテルによる最初のプーレー訪問期日を10月3日としているが、明らかな誤り。

12) 主として会計事務に従事。プーレーが仕事に必要な費用はその都度ブランデルが与える。

13) 盛[1976](42頁)は、注11記載のプーレーの陳述に基づき770円と記すが誤り。

参した書類を持っているか聞かれたので、持っていると言えたところ、盗品故、売り戻してくれと言われたが、盗まれたのであれば上海へ行って取り戻せば良い、と言って別れた。

プーレーは翌6日ヘルマンと面会。当該書類はジーマンス社へ返すことが決まり、ロイター社にはジーマンス側に書類を返すことにし、会社の方から上海へ書類を取り戻しに行くかもしれぬという話をしておいた。(403-421)

* [関連してV社関係者の動き]

11月15日、プーレーは「ウィンドル」から電話を受けウィルヘルムに会う。この件で何故「ウィンドル」が関係するようになったかと言え、彼はV社とヤロー商会の「代表者」なので、日本海軍高官の名を聞いたことから知り合い、書類のことも聞いたこともあるので、と。(422-423)

プーレーが情報を得るために接触した「ウィンドル」なる人物は、V社の日本派遣員B.H.Winder (以下ウィンダー) であり¹⁴⁾、プーレーが買い取った書類の内容からも「ヴィッカーズ・金剛事件」への展開がうかがわれる。

* [書類のジーマンス側への返還と小切手（5万円）受領]

プーレーは15日の会合で件の書類を上海から取り戻してヘルマンに与えることを約す。17日にウィルヘルムが来て私に上海へ行ってくれと熱望したが、当時この書類をジーマンス社及び海軍軍人が取り戻そうとしており、自分が上海へ行くことは危険だったので、橋口という者を上海へ遣ることになる。上海にある書類は重要で、何人も信用を置くことは出来ないの、電報を打ち、書類に保険を付して日本へ送って貰うこととした。書類は11月24日の夕刻か25日の朝、横浜の香港上海銀行へ到着。(434-439)

書類到着は当時横浜に居たブランデルから自分（プーレー）に通知あり。書類をヘルマンに返す旨ブランデルと話し、26日に書類をヘルマンに渡す。その時ヘルマンから小切手5万円¹⁵⁾を受け取った。5万円を受け取った理由は、書類を上海から取り戻した費用、手数料をかけたことへの報酬並びに書類に関する口止め料。25,000円は厚意をもって自分にくれ、25,000円が費用手数料の賠償及び口止め料。5万円を香港上海銀行へ預け入れて後、ブランデルに5千円与えた（ウィルヘルムから受け取るべき人として指定された一人だったから）。さらに、権藤、上田に対し9千円の小切手を与えた（後述）。(439-449)

第3回公判始末書（大正3年6月13日、東京地方裁判所）では、ブランデル、権藤、上田、加賀尋問と続くが（Reel No.36）、逐一紹介している余裕はないので、前記のプーレー訊問

14) B.H.Winderについては、奈倉[1998] 94, 95頁、奈倉・横井・小野塚[2003] 86, 105頁等を参照のこと。

15) 当時の貨幣価値を現在に換算すると5千倍とも6千倍とも言われる。仮に5千倍とすると5万円は2億5千万円に相当（以下同様）。

との関係で必要最小限言及するにとどめる。なお、加賀訊問は藤井光五郎との関係についての訊問で、藤井の金を預かった経緯等なので省略（後掲表2の24参照）。

まず、[ブランデル尋問] より。

11月4日午後、ブランデルはプーレーから件の書類を読み聞かされた。自分が見た二三通は何れも手紙で、二通は英文。読み聞かされたのは独文。当時非常に忙しく、内容は覚えていない。書類を購入後封筒に入れ、封印して金庫に納めた。5日朝長崎へ向かうが、書類を神戸へ持ち行き、6日に上海に向けて発送（保険は付さず）。18日に帰る（横浜着）。

ジーメンス社が25万円で当該書類を買い戻すべく請求していることは、長崎から帰って数日後に少し聞いた。同社はその後5万円にまけてくれと申し込んだことについてはプーレーから電話で聞いた。書類は、11月25日、横浜の香港上海銀行銀行へ到着。受け取り名義人が自分になっていたので、書類受け取りに要する書面をプーレーに渡した（26日と記憶）。プーレーが5万円受け取ったことはだいぶ経ってから聞く。11月末頃プーレーより5千円受け取るが、プーレーが取った5万円の内の5千円かはわからず。（472-502）

次に、[権藤尋問] より。

権藤は日本電報通信社取締役。3階の部屋をロイター社通信員のプーレーに貸与しており、その関係でプーレーと知り合うが、英語が話せず、通訳に上田を用いる。

前田不二三が来て（11月4日か）、ジーメンス社の重要書類が紛失、持ち出したのは同社雇人リヒテルで、書類を新聞社へ持ち回り、日本電報通信社へも持ち込んだと聞いたと言う。リヒテルが来たか判らない旨言うのと、前田は「彼が来たら、幾許金がかかっても厭わないから、その書類を買い取ってくれ」との依頼であった。私（権藤）は社内にロイター社があるから訊ねてみると、リヒテルが来た形跡があったので、その旨を前田に伝えた。前田は、問題の書類はロイター社の手に入っただろうから、その買取方の交渉をしてくれと言う。11月7日頃、上田の通訳でこの書類をプーレーが買ったか聞いたところ、プーレーは既に買い取り、書類は上海へ送ったと言う。前田にはその旨伝えた（9日か10日）。

11月末にプーレーが訪ねて来て、件の書類は結局会社へ返したとのこと。ウィルヘルムから貴殿にと、自分と上田の二人に9千円の小切手をくれた。この9千円には書類の件は誰にも言わないようにとの口止めの意味も含まれていると解した。（510-538）

[上田訊問] については、内容的には[権藤訊問] と殆ど同じなので省略。（538-555）

第4～9回公判始末書（大正3年6月15日～7月14日）（すべてReel No.37）：簡単な応答で、とくに注目すべきことはない。第9回は判決言い渡し¹⁶⁾。

16) 判決書全文は、花井[1929] 96-228頁に掲載されている。ただし、微妙に文言異なる。

3 ヴィッカーズ・金剛事件と「海軍収賄事件・軍艦問題記録」

次に、主として三井物産関係者と海軍軍人松本和らに対する事情聴取の記録内容のうち、特筆すべき事柄を中心に叙述する。

＊「海軍収賄事件（四ノ一）軍艦問題記録前編（予審記録）」（大正3年3月6日～30日）（Reel No.37）（239-410）。すべて専大今村法研〔1977〕に収録されている（記述内容省略）。

＊「海軍収賄事件（四ノ二）軍艦問題記録後編」（Reel No.38）（1-191）。

本記録は、被告人飯田義一・岩原謙三・山本条太郎・松尾鶴太郎・長谷川直蔵の調書のほか、多くの参考人、証人の調書、聴取書などである（大正3年3月30日～4月25日、一部3月21日分を含む）。本記録の目次を表2に掲げ、便宜的に資料ナンバーを付す。

なお、現役海軍軍人藤井光五郎・松本和に対する裁判は海軍軍法会議で行われたので、本記録中には参考人としての調書・聴取書などの形で残されているが、注目されるのは、前記のように「被告人松本和、第6回訊問調書」が収録されていることである（表2 No.43, 内容後述）¹⁷⁾。

以下、史料ナンバー順に要点を摘記する方式ではわかり難いのと厩大な枚数を要するので、松尾・松本の贈収賄関係を軸に、松尾と物産三常務、松本・藤井等の海軍軍人の関わりについて、表2中の史料で注目すべき内容に言及する（言及不要なものは省略）。

まず、松尾・松本の聴取書・調書などから、松尾・松本の贈収賄関係について。

表2では松尾の聴取書がとられているのは大正3年3月21日が一番早い（No.6）、それに先立ち、予審では聴取書は既に3月6日以降、調書も14日以降とられており¹⁸⁾、松尾の履歴、物産時代の職務、物産が英国V社代理店として軍艦金剛を請け負う経緯、請負金額、物産がV社より得たコミッションの内から明治44年12月30日に15万円を得たこと（三井銀行の小切手2枚で受け取り7万5千円ずつ三菱銀行と横浜正金銀行の自分名義の特別当座預金とする）、さらに大正2年7月1日にはコミッションの残額として物産より23万3800円を受領（三井銀行の小切手として受け取り三菱銀行の定期預金とする）、これらの金額は総て物産重役岩原の手を経て受領したこと、などが詳細に記されている。

表2の2（及び6）では松本和による3回にわたる金銭融通の要請と松尾の快諾が示されている（明治43年11月5千円、翌44年2月6千円、同年3月1万5千円）。

松本の意を受けた松尾の行動について略記すると、①大正2年4月15日、松尾は1万550円を三菱銀行より引き出し松本に用立てる（玉川村の売地購入のため）。②同年4月21

17) 既に記したように、「被告人松本和、第6回訊問調書」は、盛〔1976〕、専大今村法研〔1977〕等にも記載されておらず、本稿で初めて明らかにされるものである。

18) 専大今村法研〔1977〕（33-51頁、207-226頁）及び盛〔1976〕（98-109頁）。

表2 海軍収賄事件（四ノ二）軍艦問題記録（後編）一覧

No.	軍艦問題記録後編目録	頁	年月日	備 考
1	松本和 聴取書	1	T.3, 3, 30	東京地裁任意出廷陳述
2	松尾鶴太郎 同上	17	T.3, 3, 30	
3	参考人 松本和 調書	25	T.3, 3, 30	参考人尋問（被告岩原・松野・加納・松尾）
4	参考人 藤井光五郎 調書	43	T.3, 3, 31	
5	予審請求書	63	T.3, 3, 31	（松尾）
6	聴取書 松尾鶴太郎	65	T.3, 3, 21	
7	予審請求書 長谷川直蔵	70	T.3, 3, 31	（日付不確実）
8	被告人 長谷川直蔵 調書	73	T.3, 3, 31	
9	松尾鶴太郎 聴取書	93	T.3, 4, 1	
10	岩原謙三 聴取書	99	T.3, 4, 1	
11	自首状	107	T.3, 4, 1	（岩原）
12	松本和 聴取書	109	T.3, 4, 1	任意出廷陳述
13	参考人 松尾鶴太郎 第二回調書	115	T.3, 4, 2	
14	予審請求書	143	T.3, 4, 4	（岩原・松尾）
15	被告人 岩原謙三 第四回調書	145	T.3, 4, 4	
16	参考人 松本和 第二回調書	157	T.3, 4, 5	（被告岩原・松野・加納・松尾・長谷川）
17	差押品目録	175	T.3, 4, 9	（松本）
18	被告人 岩原謙三 第五回調書	177	T.3, 4, 9	
19	被告人 松尾鶴太郎 第三回調書	181	T.3, 4, 10	
20	参考人 黒沢篤見 調書	185	T.3, 4, 10	
21	証人 太田友重 調書	195	T.3, 4, 10	
22	参考人 松本和 第三回調書	198	T.3, 4, 10	参考人尋問（被告岩原・松野・加納・松尾）
23	証人 米内源治郎 調書	201	T.3, 4, 12	
24	証人 加賀亀蔵 調書	207	T.3, 4, 12	
25	証人 秋山安蔵 調書	241	T.3, 4, 14	
26	山本条太郎 聴取書	247	T.3, 4, 16	
27	飯田義一 同上	255	T.3, 4, 16	
28	追予審請求書	261	T.3, 4, 16	（飯田・山本）
29	被告人 山本条太郎 調書	263	T.3, 4, 17	
30	被告人 飯田義一 同上	279	T.3, 4, 17	
31	被告人 岩原謙三 第六回調書	293	T.3, 4, 17	
32	証人 西村茂兵衛 調書	297	T.3, 4, 18	
33	決定	301	T.3, 4, 18	（岩原）
34	艦政本部回答	304	T.3, 4, 17	「金剛」契約代価（増額変更含む）
35	参考人 藤井光五郎 第二回調書	305	T.3, 4, 20	
36	被告人 松尾鶴太郎 第四回調書	313	T.3, 4, 21	
37	被告人 岩原謙三 第七回調書	319	T.3, 4, 21	
38	被告人 山本条太郎 第二回調書	325	T.3, 4, 21	
39	上申書（長谷川直蔵）	327	T.3, 4, 22	
40	被告人 岩原謙三 第八回調書	329	T.3, 4, 23	
41	松尾鶴太郎 聴取書	333	T.3, 4, 23	
42	求意見書	335	T.3, 4, 23	
43	被告人 松本和 第六回尋問調書	335	T.3, 4, 19	別掲史料
44	予審終結決定ニ付意見書	347	T.3, 4, 20	（岩原ら7名）
45	被告人 岩原謙三 第九回調書	355	T.3, 4,	（日付空欄）
46	予審終結決定	359	T.3, 4, 25	（飯田・岩原・山本・松尾・松野・加納・長谷川）

出典：「海軍収賄事件」（東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵刑事裁判記録）、Reel No.38、より作成。

日、松尾は4,090円を同行より引き出し松本に用立てる（松本の鎌倉別荘の隣地購入のため）。③同年10月頃、松本の意を受け松尾が五分利公債額面5千円2枚買受ける。（15-18）

次に表2の1「松本和 聴取書」（T.3, 3, 30）より¹⁹⁾。

前記玉川・鎌倉の地所購入、松尾が金を出す。「リヒテル問題」が喧しくなり、松本はかねてから親交のある長谷川直蔵を呉に呼び（大正3年2月初め）、玉川地所用の約1万円は君から借りたことにしたいので松尾にもその旨話をしてくれ、などと依頼。

三井がV社のエイジェントでコミッションをとることも知っているが、その割合は聞かず。松尾が物産を辞める時に多額の金を貰ったことは松尾の話から分かった、と。（1-14）。

以下、表2の3「参考人 松本和 調書」（T.3, 3, 30）をも参照。

物産は「海軍ノ御用」を勤めており、その関係で岩原は海軍省へも自宅へも参り、知り合いに。松尾とは極めて懇意（松尾は待命中造船大監より造船総監に陞進したが、私は総監たる資格ありと認め推薦）。

軍艦金剛のV社による建造（略）。金剛建造に関して英国へ出張した人物（略）。

中野・鎌倉・玉川地所購入の際の金のやりくり及び松尾より借用の経緯など（前記）。

額面5千円の公債証書2枚を松尾から貰ったこと（前記）。

公債証書等の後始末：長谷川直蔵を呉に呼び、善後策を講じたこと（前記）。（19-27）

表2の6「聴取書 松尾鶴太郎」（T.3,3,21 ?）（3,31か？＜後述＞）東京地裁にて陳述。

「全部真実を告白する」、明治43年初頃装甲巡洋艦の英国への注文が定まりしを聞くや「好機逸するべからずとし、V社是对アームストロング社（以下A社）、三井是对高田、私是对山内の競争として力を尽して勝利を得んことを決心」（自ら対決構図を語る！）。

岩原と協議、三井がV社より受取る約1/3（40万円位）を貰い受けたし、その金は必要に応じて「友人」（海軍の当路者）に分配するので含んで貰いたしと申し出、岩原は快諾。

入札の結果V社の設計、代金等がA社に比し優れ、契約成立。その頃私（松尾）は松本氏に対し、今回の注文がV社と定まったため、「私も三井から40万円の分配を受けるので御入用の際は何時にてもお使い下されたし」と申し、同氏は黙って聞く。その後松本氏の要求に応じ、三井より金を引出し、または私が三井より受け取った15万円の内より支出。

明治45年1月洋行に当たり、三菱の預金帳を松本氏に預け、不在中御入用の時には随意引き出されたしと申ししたが、松本氏は引き出さず（同年6月末帰朝、通帳返却を受ける）。松本氏以外に右15万円の内より支出せず。23万3800円の口は全く使用せず。（39-41）

表2の9「松尾鶴太郎 聴取書」（T.3, 4, 1）東京地裁に任意出頭陳述。

19) 専大今村法研 [1977] (297-304頁) には3月26日の分があり、一部重複。

「昨日申し立てしことに付き[こうあるので前記松尾の聴取書は3,31と思われる（筆者）]尚多少事実を隠蔽せる点あり昨夜より又良心の責苦に不堪、今日更に其点に付き真実の申立を致しますから御訂正を願います」とのことで、下記内容を述べる。

最初岩原と40万円の約束をなす際、幾分を友人に分配することを含んでおいてもらいたい旨申立てたが、実は全部が友人に行くもので私の受取るべき分はない、従って岩原より受け取った15万円も23万3800円も右の趣旨で受け取る。友人というのは松本氏で、40万円分配を受ける約束を松本に告げた時、松本は黙って聞き、その意味を了解せる模様、と。

23万3800円の定期預金証書を松本に示した際、私名義にて保管せるも全部松本が使用し得るものであることを暗示、松本もその趣旨は了解したと信ずる、と。（53-56）

表2の12「松本和 聴取書」（T.3, 4, 1）任意東京地裁検事局に出頭陳述。

○松尾が三井を辞める頃、三井から15万円を貰った際、**山本条太郎に礼をする**との話。何故礼をするというのか不思議に思っていた。[**山本の役割、松本は知らず！**（筆者）後述]
○昨年7月頃、松尾から、まだ三井より貰う金が残っていて、金額も聞いた様に思うが、その金として23万3800円の定期預金証を示されたことはない。（61-63）

表2の13「参考人 松尾鶴太郎 第二回調書」（T.3, 4, 2）東京地裁（前回と重複分は略）

○金剛の請負、V社とA社との間に激烈な競争、日本でも物産と高田との間に競争、山内中将はA社のために運動したと申立てたが、誤解。「当時山内中将は在職中で到底運動するような事は出来なかった」、と言う。[**果たしてそうだろうか？**（筆者）後述]。（中略）
○明治43年夏頃よりV社A社間の競争が激烈になり、日本でも私は時々海軍当局を訪問。同年9月か10月頃岩原に対し、「成功の上は物産が受くるコミッションの内約40万円許りを海軍当局殊に松本中将に贈る謝礼用として支出して貰いたい」と言い、岩原も承諾。
○40万円を贈るのは初めは松本一人に限った訳ではなかったが、他の者に贈る必要を認めなかったから松本一人に贈ることにした。
○V社による金剛請負が確定したと同時に松本宅を訪問、V社より受けるコミッションの内約40万円を物産より支出してくれることになったからお含み願いたい、かつ御入用次第何時にても御使用くださいと申したところ、松本は「左様か」と答えた。
○右40万円中とは別に、自分は3万円の特別賞与をもらう（M.44,3,8）。
○金剛の請負：指定競争入札について（略）。
○松尾から松本への金の流れ、細かく（略）。
○**物産の山本条太郎へ1万5千円渡した件**（M.45,1,8）：松尾は物産より金剛コミッションの約1/3を貰うことになったのは山本の尽力も与って力あることと思い**松本と相談の上金**

1万5千円山本へ贈与した、と。物産の他の重役には贈らず。山本が吾々の為め最も誠実に尽力してくれたから贈った、と。（64-78）

表2の16「参考人 松本和 第二回調書」（T.3, 4, 5）東京地裁（内容重複部分は略）

山本条太郎へ1万5千円渡した件：松尾は参考人と相談の上山本へ礼をしたと言うが、私（松本）は松尾と山本との関係は知らないで、そのような相談を受ける訳はない、と。

松尾は金剛コミッションの分配を物産より受け、その金の内を参考人（松本）に使用してもよいと言うのは、賄賂の提供ではないか、との問いに「左様」と。

松尾は23万3800円の半期分利息6800円を参考人の承諾を得て使用したというが、左様なことは知らず、と。（85-94）

表2の19「被告人 松尾鶴太郎 第三回調書」（T.3,4,10）東京地裁。（重複分は省略。）

松本方に行って、金剛コミッションの内の幾分の分配を受くることになっているから含んでいて貰いたいと言った。これが「初めての賄賂」だったので露骨にその金を使用されたいとも言えず、婉曲にその意味を匂わせて置いた。（97-98）

表2の22「参考人 松本和 第三回調書」（T.3, 4, 10）東京地裁。

軍艦設計のことは造船総監近藤基樹が主として取調べ、同人の意見がV社の方が適当とのことなので艦政本部全体その意見に一致した。私も無論同意見。

松尾は金剛注文確定前、コミッションの分配金は海軍で必要なら使用してよいと言っていた。自己の用途に使用してよいとの意味ではなかったように思う、と。（106-107）

表2の36「被告人 松尾鶴太郎 第四回調書」（T.3,4,21）東京地裁。（目新しい点のみ。）

○海軍当局者へ贈賄すべき金40万円の支出について、先般取調を受けた際「是れが初めての贈賄」と言ったが、言葉が露骨過ぎるので「初めての仕事」と訂正願います、と。

○山本への1万5千円：本年3月10日頃山本より硫黄株1千株を寄越し右1万5千円を株の売買に装う、とのこと。（163-166）

次に、松尾・松本の贈収賄関係を補強する意味で、物産三常務の内、中心的役割を果たした岩原の供述を見る。

表2の10「岩原謙三 聴取書」（T.3, 4, 1）東京地裁に任意出頭、陳述。

○「之迄は物産の立場及び関係人の迷惑を考え、事実を申すのを憚っておりましたが（中略）今日は全部を申し上げます」と。やはり3月末・4月初めから供述変化が認められる。

○松尾を物産に入れたのは海軍に対する取引交渉に当たらせるため。明治43年3・4月頃超弩級艦一艘の英国への注文の話が出たので是非共V社の為に注文を取りたいと思い、私は松尾と相談の上、一面はV社へ骨を折って注文を取るようにせよと申し、一面は松尾をして海軍当局者に対して製艦の方針等を搜らせた。（以下略）

○この注文を取るため、松尾が専ら海軍当局者に対して交渉。松尾は主として松本に面会、私（岩原）も数回松本中将に面会、是非V社に注文するようお願い。

○松尾は此の注文を取るには友人等に対して金を遣る必要があるから是非金を出してくれとの話があり、私もこれを承諾。

○当時松尾は40万円位と金額を指定して言ったのか、V社からの口銭を5分にしてその1/3位と言ったのかは記憶がない。

○44年12月の15万円は、松尾から約束の内15万円だけ出してくれと言われて支出。この支出は既に大体相談が決まっていたので飯田にだけ話して伝票に判を押させた。

○23万3800円は昨年7月に松尾から残額を出してくれとの請求があったので渡した。飯田には話したが、山本・福井には話したか記憶ない。この金も全部海軍当局者に行くべき筈だったので、松尾の手に今日残っているのは不思議。

○松尾には44年3月中に3万円与える。金剛につき特に尽力したから。(56-59)

表2の11「自首状 岩原謙三」(T.3, 4, 1) (上記「聴取書」と期日、内容同様、略) (60-61)

表2の15「被告人 岩原謙三 第四回調書」(T.3,4,4) 東京地裁にて訊問。

山本条太郎へ1万5千円贈った件：岩原は「一向存じませぬ」、と。(79-84)

表2の18「被告人 岩原謙三 第五回調書」(T.3,4,9) 東京地裁。(重複分は省略。)

帳簿上の機密費を仮払金と改竄し且つ伝票を変更した際は飯田、山本、福井とも協議。

帳簿改竄後松尾より手形を取ることも飯田、山本、福井とも相談の上。(95-96)

表2の31「被告人 岩原謙三 第六回調書」(T.3,4,17) 東京地裁。略(殆ど今までの確認)。

表2の40「被告人 岩原謙三 第八回調書」(T.3, 4, 23) 東京地裁。(既知のこと等、省略)

元帳振替帳の改竄(この詳しい方法、略)。(171-172)

表2の37「被告人 岩原謙三 第七回調書」(T.3, 4, 21) 東京地裁。(既述分は項目のみ。)

*V社と物産との代理に関する契約書。*金剛に関するコミッション。*金剛の注文期日。

*被告よりロンドン滞在中の松尾に宛てた手紙。*物産の1年間の営業高とその純益。*物産より受けたる俸給、等。

○明治43年8・9月頃海軍当局へ贈賄すべき約40万円の支出：松尾より言わないのに進んで金を出そうと云う訳はない。

○当時飯田・山本にも相談したか、との問いに、先ず飯田に相談し後に山本にも相談、と。

○帳簿及び支払伝票の変更も総て飯田・山本と協議の上。(166-168)

表2の45「被告人 岩原謙三 第九回調書」(T.3, 4, <日付空欄>)、東京地裁にて訊問。

陳述訂正：40万円は松尾が海軍の友人に贈る金として支出して貰いたいとの話で、これに同意し、その旨を飯田、山本に話し協議の結果決定した旨申立てたが、保釈を得た後、飯田、山本に面会した処、その様な話を聞いた事はない、松尾に遣ると云う相談だったから同意した、と。私も証拠はないので、私の記憶は不確実ということに願います、と。（184-185）

次に、物産三常務の内岩原に次ぐ重要な役割を果たしたと思われる山本条太郎について。

表2の26「山本条太郎 聴取書」(T.3, 4, 16) 任意東京地裁検事局に出廷陳述。

一、経歴（略）。二、物産取締役中の分担業務（略）。三、軍艦金剛建造につきV社より受取ったコミッションの割合及び金額（略）。四、松尾鶴太郎の業務（略）。

五、金剛のV社への注文につき松尾が非常に尽力したため、三井より松尾に多額の報酬を与えたのは承知。2年程前に岩原が金剛コミッションがV社より順次入るから松尾に1/3位を報酬として与えるとの相談あり、1/3は少し多い様に感じたが金剛注文に松尾が大変尽力したことは聞いていたため岩原の提議に同意。

六、右の金は純然たる松尾の報酬として同人に与えたもので、松尾の手を経て海軍方面に渡るものとは少しも知らない、と。

七、松尾に与えた右の金は帳簿に機密費として支出と記載。本年1月海軍収賄問題がやかましくなった時に帳簿に多額の金を機密費として支出した記載があつては疑を受けるとのおそれより岩原から相談を受けた際、機密費の費用を変更しておけば良いと答えた。その時貸付金と改め、さらに仮払金と直したとのこと。相談はほんの立話。帳簿改竄につき伝票も作らなければならないが伝票のことまで考えず。

八、松尾に渡した多額の報酬の内、松尾より海軍方面に分配していないかとの懸念もあり、岩原に三井に迷惑がかからないかと聞いた時に大丈夫と申し出ていたから安心して、と。

九、松尾に40万円の報酬を与えたが、海軍方面に対する贈賄の意味で渡したものではありません、と（前の弁明「六」参照）。

十、最初3万円の報酬を松尾に与えた日に別に1万5千円を機密費として松尾に交付してあることは裁判所等の取調べを受けて初めて承知、この金が松尾を経て松本中將に渡されたことなどは少しも知らない、と。（Reel No.38）（130-133）

こうした山本の陳述（とくに六、八、九、十）は松尾からの金銭授受について全くの無知か、あるいは、無知をよそおった陳述か？（筆者）（後述）

表2の29「被告人 山本条太郎 調書」(T.3,4,17) 東京地裁（重複事項略、記述順変更も）
○V社への金剛注文、岩原が松尾をして海軍方面に向って依頼、松本にも依頼したと思う。

○金剛請負に関するV社A社間の激烈なる競争について、一向存ぜず、と。

○明治43年8・9月頃、松尾より岩原へ、物産がV社より受くるコミッションの内約40万円を松本他海軍当局へ贈るため分配されたき旨を申し出た際、岩原より自分（山本）へも相談があったかどうか、よく記憶せず。

○物産より松尾へ金剛請負に関する賞与として金3万円渡した件（44年3月8日）については、金剛請負の賞与と同人のその他の業務に対する賞与とを込めて遣った、と。

○2年許り前に飯田の事務室にて岩原より私と飯田に対し金剛コミッションも追々入金になったから1/3位は松尾にやらねばなるまいと同意。その際は4・5分間の話。

○コミッションの1/3を松尾にやるのは少し金高が多いと思ったが、主任たる岩原の提案なので同意。38万3800円の内、何程か海軍当局に行くと自分（山本）は想像もせず。

○15万円（明治44年12月30日）と23万3800円（大正2年7月1日）、機密費として支出、のち仮払金に変更した件、ほか（省略）。

○帳簿の項目変更は岩原、飯田、被告3人の相談で行った。

○明治45年1月8日松尾より金1万5千円貰い受けた件：「松尾は独立して商売を始めるについては将来色々世話にもなるであろう又先年横浜煉瓦株に付ても迷惑を懸けたことがあるから其時日本硫黄株20万円払込のもの千株を松尾の方へ遣ろうかと申したるに松尾は夫れでも宜いと云うて居りましたが其儘私が持って居り大正2年暮に同人に引渡しました。」（138-145）〔回答になっていない。意識的に回避したのか。（筆者）（後述）〕

表2の38「被告人 山本条太郎 第二回調書」（T.3,4,21）東京地裁。（陳述訂正。）

○岩原から相談あった際、機密費として支出したと言うと疑いを受くるかも知れぬから仮払金として支出したことにしようと話し合い、簿帳変更のことは頭になかった。（169-170）

次に、物産三常務の内では、事実上の相談役と言われる飯田義一について。

表2の27「飯田義一 聴取書」（T.3, 4, 16）。（経歴等、既知の事項は略記）。

一、協議員との名義で相談役。（二、大きな問題について相談を受けるだけ。）

三、金剛注文をV社が引受け5分の口銭を受取る件、松尾へは相当の報酬をやる話。金額40万円位と初めに決めたのか、V社から受取る額の1/3と決めたのか記憶がない。

四&五、15万円と23万3800円の支出、岩原から松尾にやる金との事で伝票に印を押したが、松尾の手から松本他当局の者に行くなどとは聞かず。

六、松尾に3万円（M.44,3,8）、金剛その他一般に尽力した報酬。3万円やった後38万円余をやるのは変だが、会社では或人の力によって儲かる仕事が出来た中には利益の1/3や1/2を与える事はしばしばある。私は松尾が三井を辞めた当時多くの金を貰ったためこれを資本に独立すると思っており、松尾の手に全部入ると思っていた。

七、この3万円を出した翌日機密費の名目で松尾に渡してある事は知らず。

八、15万円と23万円余の機密費としての支出：本年1月下旬ジーマス事件が起ったため、岩原からこれを貸金に仮装しておこうとの話が出たので承諾。後に岩原から伝票も改めたとのことで判を押した。15万円と23万円余が賄賂の為に松尾に渡されたからこれを隠すためという訳では決してない、と。（134-136）

表2の30「被告人 飯田義一 調書」（T.3, 4, 17）東京地裁。（既知のこと等、省略）。

○岩原から松尾をして「運動」：自分は協議員で担任取締役より相談を受け話を聞くだけ。

○明治43年8・9月頃、松尾より海軍当局へ贈賄すべき金として、岩原より約40万円をV社より受くるコミッションの内より支出したいとの相談を受けたかどうか、記憶なし。

○約40万円の金が要るとは、松尾にやるという意味。主任たる岩原の提案なので同意。

○約40万円の金を松尾一人にやるのは過当ではないか、との問いに、金剛の注文は殆ど松尾の尽力で取ることが出来たので40万円位やるのは当然と思い同意、と。

○明治42年11月岩原が松尾の手を経て松本へ金5千円遣っていること、記憶なし。機密費5千円、支払伝票に捺印、何に使用したか記憶なし。

○明治44年2月岩原が松尾の手を経て金6千円を松本に渡している件、記憶なし。

○明治44年3月岩原が松尾の手を経て松本へ金1万5千円支出した件も記憶なし。

○この機密費1万5千円の支払伝票には自分の捺印あるが、何に使ったか覚えなし。

○同年3月7日松尾へ3万円の賞与をやった件とその支払伝票については、肯定。

○明治44年12月3日松尾へ金15万円を遣った件、肯定。

○大正2年7月1日松尾へ金23万3800円を渡した件、肯定。

○右15万円と23万3800円の支出は、何れもその当時機密費として支払伝票を作成し、且つ元帳振替帳にも機密費として記載したことも同意。

○本年1月頃、岩原は物産が金剛に付て百幾十万円の大コミッションを取ったことが知れると世間がやかましくなるから何か秘密の方法を講じて置かねばとのこと（その方法等、省略）（146-153）

次に、海軍軍人藤井光五郎関係の記述は少なく、「参考人」としての調書を記す。

表2の4「参考人 藤井光五郎 調書」（T.3,3,31）²⁰⁾（28-38）。

詳細は略すが、藤井はマッケクニ（Sir James McKechnie, V社バロー造船所長）から7回にわたり送金を受けた合計300,856.28円を受領したことを認める。

表2の35「参考人 藤井光五郎 第二回調書」（T.3,4,20）東京地裁。

20) 藤井光五郎の調書（T.3,3,31）は盛〔1976〕に全文掲出されている（85-97頁）。

上記第一回調書（T.3, 3, 31）と異なる重要点のみ記す。

○加賀亀蔵へ預けた金の内M44,1,19の金2万円：1月中V社のマッケクニより48,449円61銭を送ってきた内の2万円。同年2月10日加賀へ預けた2万8千円もその内。（159-162）

表2の34「艦政本部回答」（T.3.4.17）：「金剛」契約代価、等（省略）²¹⁾

表2の43「被告人 松本和 第六回訊問調書」（T.3,4,19）於高等軍法会議（175-179）、については、以下、項をあらためて述べる。

3の<補>：松本和の「訊問調書」（とくに第六回）について

先に記したように、現役海軍軍人藤井光五郎及び松本和に対する裁判は海軍軍法会議で行われたので一般には非公開であったが、東京地裁で行われた裁判においても「参考人」としての調書・聴取書はとられていただけでなく、東京地裁からの依頼に基づき、軍法会議における「被告人松本和訊問調書」が東京地裁に送られていた。その第一～五回分と第七回分は「海軍事件取寄記録及検事聴取書」として盛[1976]（175-201頁）及び専大今村法研[1977]（336-371頁）に掲載されている。しかしながら、第六回分だけはいずれにも未掲載で、その内容は知られていなかったが、本「裁判記録」には第六回分（大正3年4月19日）も収録されている。そこで、以下、別掲史料として「被告人 松本和 第六回訊問調書」全文を掲げ、その内容中、とくに注目すべきことを中心に紹介しておく。

前半部分は、松尾より5千円、6千円、1万5千円の金を融通される際の話（松尾がいずれより周旋するのか、松尾の金を融通するのか、三井から出ているのか、など）、松尾がV社の計画を持参し、効能を述べるのは請負を希望するため、A社の代理人も同様に申ししてきたこと、など。松尾が「金剛」契約成立前に松本宅を訪ね、コミッションの3分の1（約40万円）を貰うことになったので適宜使用されたき旨を述べたが、松本は私のために使うという意味ではなく、海軍のために使用して良いという意味と解釈したこと、などを述べる。ただ、その後、松尾は地所を見つけては自分に買うように勧め、金は松尾の方で都合すると言うので、松尾が「金が出来たので私へ謝意を表する意思」であろうと推測、松尾が受け取ったコミッションの一部を自分のものとする考えではなかった、と。

後半部分では、松尾が受け取った「38万円余」の金は全部松本の「処分権内」に入ったとのことであれば、その金を「自分名義ニ移ス等相当処置ヲ為スヘキ筈ナリ」で、「依然松尾ノ名義ニ置ク筈モアリマセン」と否定。松尾は「此金ヲ百万円ニモ致シテ見タシト申シ居リシ事実」によっても「全部私ノモノニスル意思ニ非サリシコトハ明瞭」と否定し、

21) 専大今村法研[1977]（390・391頁）、盛[1976]（217, 218頁）に掲載。ともに「艦本機密第428号」（大正3年6月19日）として記されている。

別掲史料：「被告人 松本和 第六回尋問調書」

問	松本和ナリヤ
答	ハイ
告知	前回ニ引続キ第六回訊問致スニ付右了知セラレタシ
答	了承
問	明治四十三年十月松尾ヨリ五千元ヲ借受ケタル以前ニ松尾トノ間ニ貸借関係アリシコトアリヤ
答	其以前ニハアリマセン
問	五千元六千元一万五千元ノロニ付イテハ証書モナク又夫レニ付利息ヲ支払ヒタルコトモナシトノコトナル 右金ノ出所ニ付テハ其節松尾ヨリ何事モ聞カサリシヤ
答	買物ノ話ヲ為シタルトキ松尾ハ金ハ自分カ心配スル故買テ置キ給ヘト申スノテ買入レ金ノ融通ヲ頼ミタル次第ニテ松尾カ何レヨリ周旋スルノカ又ハ同人ノ有金ヲ融通スルノカ其辺ニ付テハ尋ネタルコトモアリマセン
問	其金ハ三井ヨリ出テ居ルトノ話ハ聞カサリシヤ
答	聞キマセン
問	然ラハ氣付ハセサリシヤ
答	氣付キマセン
問	金剛ニ関スル「ヴィッカース」会社トノ契約前ニ三井ノ岩原モ度々其許ノ処ニ契約ヲ依頼スル為メニ来リタル趣キナルカ左様カ
答	契約シテ呉レト云ッテ来タルニ非ス何カ御用ハアリマセンカト申シニ三度来マシタ造船契約ニ関シテハ露骨ニ頼ミニハ参リマセン其契約手順等ハ松尾ハ能ク承知致シ居ル故コウシテ呉レ、アハシテ呉レト云テ頼ミハ致シマセン只数々「ウィッカース」ノ計画ノ功能ヲ陳ル為メニ参リマシタノテス
問	松尾ハ海軍ノ当局者主トシテ松本本部長ニ向テ「ヴィッカース」会社ニ金剛ノ請負ヲ命セラルハ様致シタイト話シタト申スカラ松尾カ毘社ノ計画ヲ持参シ功能ヲ陳ヘシトノ意味ハ請負ヲ命セラレタキ意味ニ於テ陳ヘラルハモノカ
答	左様ニ思ヒマス詰リ計画ノ功能ヲ述ヘニ来ルノハ請負ヲ希望スルカ為メニシテ「アームストロング」等ノ代理人モ同シク申シテ来マシタ
問	金剛ノ代価ニ付「ヴィッカース」会社ヨリ申出タル金額ヲ減少セシムヘキ議論ハナカリシヤ
答	「ヴィッカース」会社ノ見積代価ニ付テハ何人モ相当ト認メ居リ之ニ対シ意見ヲ出シタ者ハアリマセン自分等モ予想ヨリ安い位ニ思ヒ居リマシタ
問	松尾カ四十五年一月洋行スル際十万円ノ定期預金証書ト三菱ノ約三万円ノ特別当座勘定書ヲ其許ニ預ケ置キ帰朝後一度返還セラレタルヤ否ヤ覺ヘサレトモ大正元年十二月カ二年ノ一月ニ返ヘサレタリト申シタカ如何其旨一度返シテ再ヒ預リタル如キ記憶アリヤ
答	記憶ハアリマセン併シ本人帰朝後一度返ヘシ再ヒ預リタルヤモ知りマセン若シ返シタリトスレハ夫レハ六ヶ月定期ノ書替ノ為メナラント想像致スノデアリマス
問	松尾ノ申立ニ依レハ金剛ノ契約成立前松本氏ノ私宅ニ至リ約四十万円ヲ三井ヨリ貰ヒ受ケタルコトニナリマシタカラ御舍ノ上適宜使用相成タシト申シタト申スカ夫レニハ相違ナキヤ
答	松尾ハ「コンミッション」ノ三分ノ一ヲ貰フコトニ致シタル故海軍拡張費ノ請求等ノ為メニ随分金ノ入用モアルヘキニ依リ其金ノ中ヲ使ハレテモ宜シト申シマシタ当時自分ハ私一個ノ為メニ使フト云フ意味ニ非スシテ海軍ノ為ニ入用ノコトアラハ使用シテ宜シト云フ意味ト解釈シマシタ
問	夫レニ対シ其許ハ何ト答ヘラレシヤ
答	別ニ返事ハ致シマセン

問	其後其金ヲ何カ海軍ノ為メニ使用スル計画又ハ意見ヲ提出サレタルコトアリヤ
答	自分ハ兼テ左様ナ金ヲ海軍ノ為メトハ云ヘ之ヲ使用スルコトハ好マシカラスト思ヒ居リシ故何等ノ計画又ハ意見ヲ出シタルコトハアリマセン
問	其金ハ其許ノ自由処分ニ任セラレタルモノト考ヘラレシヤ
答	自分ハ其当時何トモ考ヘス又使フ考モ起サ、リシ只其後松尾カ地所ヲ見付ケ彼レヲ買ヘ金ハ自分カ心配スルト申スノテ自分ハ松尾ハ金カ出来タノテ私ヘ謝意ヲ表スル意思ニテ為スナラント推測シマシタカ決シテ自分カ松尾カ受取タル「コミッション」ノ金全部又ハ一部ヲ自分ノモノトスル意見アリシニハアリマセン
	松尾ハ常ニ私ニ対シ世話ニナリシ故其御恩ハ決シテ忘レス酬ユルト申シテ居リマシタ
問	松尾ハ大正二年七月ニ二十三万円余ヲ三井ヨリ受取リタル際松本氏宅ヘ至リ之ニテ決算済ノ旨ヲ報告シ其際金ヲ如何ニスヘキヤヲ相談シタル処同人ハ君預リ居レト申サレタ故今以テ預リ居リマス該金員ハ全部松本ノモノト信シ居リ致シ居レト陳述シ居レリ此陳述ニ依レハ松尾カ三井ヨリ受取タル三十八万円余ノ金ハ全部其許ノ処分権内ニ入レラレタルモノナリトノ意味ナルカ之ニ対スル答ハ如何
答	是迄陳述セル通り自分ハ松尾ノ云フコトヲ聞キ流シ居リタルモノニシテ其金ヲ自分ニ貰フ考ハ毛頭無之ノミナラス自己ノ処分権内ニ入レル考モ持チマセン、ナル程松尾カ二十三万円余ヲ受取タル砌三井ノ残金ヲ受取リマシタト申シタル故自分ハ単ニソウカト答ヘ又松尾ハ彼ノ金ノ内ヲ自分ノ商業用ニ使用シタル申来リシトキ自分ハ君ノ金ヲ君カ使用スルニ何モ自分ニ云フ必要ハナイテハナイカト申シタル処松尾ハ、マー御話丈ハ致シ置キマスと申シタルコトハアレトモ私ハ夫レニ付深く意ニ留メス是迄申シタル如キ単純ナル意思デアリマシタ若シ自分カ松尾ノ陳述ノ如ク自分ノモノトナリタランニハ其後其金ニ付キ自分名義ニ移ス等相当処置ヲ為スヘキ筈ナリ何時如何ナル事存生スルヤモ知レサルニ依然松尾ノ名義ニ置ク筈モアリマセン仮ニ松尾名義ニ為シ置ク必要アリトスレハ返リ証書ヲ取り置ク等ノ注意ハ必要ナルニ夫レ等ノ手段ヲ少シモ講シマセン又金ニ付テノ話アリシ以後ノ私ノ行動及ヒ所業ヨリ觀察セラレテモ自分ニ斯ル大金カ這入り居タルモノト思ヒ居ラサリシコトカ分ルト思ヒマス何トナレハ其以後モ自分ハ節儉シテ僅ノ蓄積モ為シ退職後ノ図ヲナシ居リ其後二年間ニ於ケル自分ノ行動ニ微シ意思ヲ判断セラレンコトヲ希望シマス松尾ハ此金ヲ百万円ニモ致シテ見タシト申シ居リシ事実ニ依リテモ同人カ全部私ノモノニスル意思ニ非サリシコトハ明瞭デアロウト思ヒマス同人ノ陳述ハ間違テ居リマス第一大正二年十二月政変ノ頃家宅捜査ナシトモ限ラス等ノ話ハ絶対ニアリマセン又左様ノコトハ当時全然念頭ニアリマセン松尾ハ如何ナル考ヨリカハリマセンカ同人カ裁判所ニ拘留サレル以前弁護士ノ意見ヲ聞キタルヤノ話モ聞キマシタ或ハ同人カ三井ニ対スル関係ヨリ御申聞ケノ如キ陳述ヲ致スモノニ非サルヤトモ思ヒマス
	松尾ハ私トノ関係ノミナラス其人物ヨリ見テモ左様ノ悪意アル人トモ思ハレス然ルニ其ノ陳述カ實際ト違ヒ居ル点ハ甚タ不思議ニ存シマス
右読聞ケタル処無相違旨申立左ニ署名捺印セリ	
	被告人 松本 和
大正三年四月十九日	於高等軍法會議審延
	録事 田中 損郎
	主里 内田 重成
右謄本也	
大正三年四月廿一日	高等軍法會議
	録事 森井 光雄

出典「海軍収賄事件」（四ノ二）（東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵刑事裁判記録）、Reel No.38。

さらに「同人ノ陳述ハ間違テ居リマス」と強く断言。

このような松尾の陳述は、この間に弁護士の意見を聞いたとの話もあり、また、三井との関係からこうした陳述をしたのではないかと松本は推測。最後に、松尾は「**私トノ関係ノミナラス其人物ヨリ見テモ左様ノ悪意アル人トモ思ハレス然ルニ其ノ陳述カ實際ト違ヒ居ル点ハ甚タ不思議ニ存シマス**」と結ぶ。

こうした後半部分の陳述は、第5回までの「尋問調書」とは調子が異なり、松尾に対する非難の口調が加わったものであり、最終第7回「訊問調書」（大正3年4月24日）も「松尾ノ陳述ハ余リニ意外ナル故ニ、彼ノ陳述ヲ疑イ、不本意ナガラ今ノ陳述ヲナス次第」と述べている（盛 [1976] 200頁、専大今村法研 [1977] 369頁）。

こうした松本による松尾に対する論述の変化（非難の口調）は、**今回、第六回「訊問調書」**の内容を吟味することにより明らかにし得た、と言えよう。

4 終わりに

これまで見て来た裁判記録のうち、前半の「**海軍事件公判始末書**」においても「ジーマンス・リヒテル」事件から「ヴィッカーズ・金剛事件」への展開が看取されることは記した通りだが、**一点だけ補足すると**、プーレーは大正2年11月9・10日頃にV社日本派遣員のウィンダーに会い、リヒテルから件の書類を買取りジーマンス社に売り付けようとする経緯などを話しており²²⁾、さらに、同月11日か12日、当時来日中のダグラス・ヴィッカーズ（V社取締役）にも面会して件の書類が偽造か否かを確かめようとしている²³⁾。

後半の「**海軍収賄事件・軍艦問題記録**」における種々の証言については、**証言内容の変更・訂正や証言者により証言内容が大きく異なっている場合がある**。そうした事例をいくつか例示しつつ、本稿で明らかになったことを示しておこう。

松尾鶴太郎は聴取書（大正3年3月21日か31日）で、明治43年初頃、戦艦金剛の英国への注文が決まるや「V社は対A社、三井は対高田、私は対山内の競争として力を尽して勝利を得んことを決心」と自ら対決構図を語ったが、後の調書（4月2日）では「当時山内中將は在職中で到底運動するような事は出来なかった」、と訂正している。果たしてそうだったのだろうか。山内は確かに「在職中」とはいえ既に「待命中」なので、表だって「運動」し難いとしても、「運動」は可能だったと思われる²⁴⁾。

22) 判決書（ヘルマン・プーレー等）（花井 [1929] 216・217頁）。

23) 小原検事取調聴取書 [大正3年1月29日（盛 [1976] 42頁）]。

24) 山内は海軍「在職中」（呉鎮守府司令長官）の前年（明治42年）12月においては、松本和艦政本部長の依頼を受けてA社会長アンドルー・ノウブルに装甲巡洋艦積載の「新十三伊半砲煩」の要領及び代価を問い合わせしており（奈倉・横井・小野塚 [2003] 178頁）、その直後「待命」になってからもA社との関係は

次に、松尾から松本へと贈られた約40万円（15万円と23万3800円）の内、後者（23万3800円）については、三井銀行の小切手で受け取り、三菱銀行の定期預金としたが、松尾はその定期預金証書を松本に示し、自分名義だが全部松本が使用し得るものであることを「暗示」し、松本もその趣旨は了解したと信ずるとしている（T.3,4,1, 松尾聴取書）。しかしながら、松本はその定期預金証書を示されたことはない、と（同日、松本和聴取書）。

この23万3800円分については、実際には全く使用しなかったとの松尾の供述（T.3,3,21 か31）があり、関連して、岩原は聴取書（T.3,4,1）で23万3800円も含めて全部海軍当局者に行くべき筈だったので「松尾の手に今日残っているのは不思議」、と述べている。

また、松尾は23万3800円の半期分利息6800円を松本の承諾を得て使用したというが、松本は「左様なことは知らず」、と（T.3,4,5）。

つまり、「23万3800円」の分については、松尾は物産から受領し、定期預金としたことは松本に知らせつつも（定期預金証書を示したかは証言に食い違いがあるが）、その定期預金には一切手を付けず、その利息（半期分利息6800円）のみ、自己の使用に付したということを知ることができる。

次に、松尾が山本へ1万5千円渡した件（M.45,1,8）は、証言の食い違いが目立つ。

松尾は物産より金剛コミッションの約1/3を貰うことになったのは山本の尽力も与って力あることと思い、松本と相談の上、金1万5千円を山本へ贈与したと証言（T.3,4,2）。しかし、松本は何故山本に礼をするのか不思議と証言（T.3,4,1）。また、岩原はこの件は「一向存じませぬ」と証言（T.3,4,4）。松尾による独断だったことがわかる。また、松尾は物産の他の重役には贈らず、山本にだけ贈ったのは、山本が吾々のため最も誠実に尽力してくれたから贈った、と言う。

1万5千円を受け取った山本は、証言では殆どともに答えず、松尾への日本硫黄株千株売買に装っている（山本調書T.3,4,17及び松尾調書T.3,4,21）。山本が松尾より1万5千円を受け取った理由・経緯については、判決書でも明確な指摘はない（松尾の言として、物産入社後山本が大いに自分を助けてくれたこと、「金剛」請負について種々有力な助言をしてくれたこと、など）²⁵⁾。

では、実際に山本が果たした役割と松尾の認識についてであるが、山本がV社重役の一人ダン（James Dunn, マッケクニの前任者）と「別懇」で手紙を出すなどV社による金剛

緊密なので、「金剛」請負について何等かの「運動」は可能だったと考える方が自然であり、また、1910（明治43）年春頃にはA社から前後数回にわたり6万円相当の英貨が送られ、山内は受領している（奈倉[2013] 198-200頁等）。

25) 「金剛事件一審判決」（専大今村法研 [1979] 128頁、等）参照。

受注を働きかけ、それが功を奏したと松尾は認識していたからではないだろうか²⁶⁾。

また、山本の各種証言は既に見て来たように、概して無知を装うか、意識的に問題をずらすような言動が多いことに注意しておく必要がある。

物産三常務のうち岩原が対海軍（とくに松本）との関係で（松尾と連携しつつ）重要な役割を果たしたことは勿論であるが、山本についてはこれまでジーマス事件裁判中あまり重視されてこなかっただけに、ここであらためてその役割を強調しておきたい。

なお、**ダン**については、本裁判記録ではあまり言及がなく、従来のジーマス事件研究でもあまり注目されてこなかったが、海軍軍人藤井光五郎に対しても金剛受注を引き受けた旨の話をしていたことが知られる（藤井調書、T,3,3,31）²⁷⁾。

文献リスト

小原直回顧録編纂会 [1967] 『小原直回顧録』[のち中公文庫（中央公論社刊）、1986年、に一部省略して刊行]。
専修大学今村法律研究所（専大今村法研と略記）[1977-79] 『金剛事件（一～三）』（今村訴訟記録第一～三巻）ケイエムエス印刷。

奈倉文二 [1998] 『兵器鉄鋼会社の日英関係史—日本製鋼所と英国側株主：1907～52—』日本経済評論社。

奈倉文二・横井勝彦・小野塚知二 [2003] 『日英兵器産業とジーマス事件—武器移転の経済史—』日本経済評論社。

奈倉文二 [2013] 『日本軍事関連産業史—海軍と英国兵器会社—』日本経済評論社。

花井卓蔵 [1929] 『訟庭論草—軍艦金剛の建造請負に関する事件を論ず—』無軒書屋（春秋社版は1930年刊）。

盛善吉 [1976] 『ジーマス事件—記録と資料—』徳間書店。

吉村道男 [1975] 「ジーマス事件の国際的背景」（國學院大學『国史学』97）。

26) この点について、筆者は僅かであるが既に記したことがある（奈倉・横井・小野塚 [2003] 190頁）。また、盛 [1976] 129頁をも参照のこと。

27) 盛 [1976] 90頁、奈倉・横井・小野塚 [2003] 190頁、参照。